

○財務省告示第二百五十号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十六年七月十日に発行した利付国債の発行  
条件等を次のとおり告示する。

平成二十六年八月八日

財務大臣 麻生 太郎

一	名称及び記号	利付国庫債券（物価連動・十年） （第十八回）
二	発行の根拠	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
三	法律及びその条項	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四	発行方法	価格を競争に付して行われる入札発行
五	募入決定の方法	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
六	発行金額	額面金額で四千億円
七	払込金額	四千四百四十八億円
八	最低額面金額	十万円
九	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。
十	発行日	平成二十六年七月十日



の 払 込 み

払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第二十二号の規定する期日に払い込むものと

$$\text{額面金額の総額} \times 1.024 \times \frac{0.1}{100} \times \frac{122}{365}$$

十六 初期利子

平成二十六年九月十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十八号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{第十四号の規定により算出された支払期における想定元金額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十七 第二期以後の利子

毎年三月十日及び九月十日を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。

$$\text{第十四号の規定により算出された各支払期における想定元金額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十八 償還期限  
十九 償還金額

平成三十六年三月十日第十四号の規定により算出された償還期限における想定元金額ただし、当該想定元金額が額面金額を下回る場合には、額面金額とする。

二十 元利金支

日本銀行

二十一 払入札参加 財務大臣から通知を受けた者

二十二 払込期日 平成二十六年七月十日